第七条に次の一号を加える。

十　生命保険会社及び外国生命保険会社等

第八条第三号中「、第十八条第三号」を削る。

第十六条第二項中「以下この条から第二十条まで」を「次項及び次条」に改める。

第二十五条第七項及び第四十一条第七項を削る。

附　則

この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○内閣府令第十七号

児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十一条第一項及び第二十六条第三項の規定に基づき、児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　内閣総理大臣　安倍　晋三

児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令

児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「第六条の四第一項」を「第六条の四」に改める。

第十二条の十第三項各号列記以外の部分中「第五十六条第三項」を「第五十六条第二項」に改め、「徴収する費用」の下に「（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。）」を加え、同項第五号中「第五十六条第三項」を「第五十六条第二項」に改め、「徴収する費用」の下に「（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。）」を加える。

附　則

この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○内閣府令第十八号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　内閣総理大臣　安倍　晋三

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正）

第一条　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第八条中「場合は」の下に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の下に「（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第七条第二項に規定する通知）」を加える。

第二条　子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条」を「第二十八条の二」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

（支給認定証の交付）

第四条の二　市町村は、法第二十条第一項の規定により同項に規定する認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者又は同条第四項に規定する支給認定保護者（以下「支給認定保護者」という。）の申請により、同項に規定する支給認定証（以下「支給認定証」という。）を交付する。

第七条に次の一項を加える。

2　支給認定保護者が支給認定証の交付の申請をしていない場合において、前項の通知をするときは、前条各号に掲げる事項を併せて通知するものとする。

第十一条第一項中「申請書に支給認定証を添付して」を「申請書を」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、支給認定保護者が支給認定証の交付を受けているときは、当該支給認定証を添付しなければならない。

第十二条を次のように改める。

（市町村の職権により支給認定の変更の認定を行う場合の手続）

第十二条　市町村は、法第二十三条第四項の規定に基づき支給認定の変更の認定を行おうとするときは、その旨を書面により支給認定保護者に通知するものとする。

2　前項の場合において、支給認定保護者に支給認定証を交付しているときは、次の各号に掲げる事項を併せて通知し、当該支給認定証の提出を求めるものとする。ただし、支給認定保護者の支給認定証が既に市町村に提出されているときは、この限りでない。

一　支給認定証を提出する必要がある旨

二　支給認定証の提出先及び提出期限

第十三条第二項中「場合には」を「場合であって、支給認定保護者に支給認定証を交付しているときは」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、支給認定保護者から支給認定証の返還を要しない旨の申出があった場合は、この限りでない。

第十四条を次のように改める。

（支給認定の取消しを行う場合の手続）

第十四条　市町村は、法第二十四条第一項の規定に基づき支給認定の取消しを行ったときは、その旨を書面により支給認定保護者に通知するものとする。

2　前項の場合において、支給認定保護者に支給認定証を交付しているときは、次の各号に掲げる事項を併せて通知し、当該支給認定証の返還を求めるものとする。ただし、支給認定保護者の支給認定証が既に市町村に提出されているときは、この限りでない。

一　支給認定証を返還する必要がある旨

二　支給認定証の返還先及び返還期限

第十五条第一項中「届書に支給認定書を添付して、」を「届書を」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、支給認定保護者が支給認定証の交付を受けているときは、当該支給認定証を添付しなければならない。

第十九条中「その都度」を「特定教育・保育施設から求めがあった場合には、当該」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合は、この限りでない。

第二十条中「及び附則第四十五条」を「、附則第七条の二第四項及び第五項、附則第七条の三第二項並びに附則第四十五条」に改める。

第二十六条中「その都度、」を「特定地域型保育事業者から求めがあった場合には、当該」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合は、この限りでない。

第五十七条第二項第一号中「一万六千百円」を「一万四千百円」に改め、「、七千五百五十円」を削り、同条第四項第一号中「次の」を削り、「得た額」の下に「（令第四条第一項第四号及び第二項第七号、令第六条第一項第四号、令第七条第一項第四号、令第九条第一項第七号、令第十一条第一項第四号、令第十二条第一項第七号並びに令第十三条第一項第四号及び第二項第七号に掲げる支給認定保護者に係る支給認定子どもにあっては、零）」を加え、同項第二号中「次の」を削る。

附則第三条の表第七条の項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2　第二条の規定による改正後の子ども・子育て支援法施行規則（以下「新子ども・子育て支援法施行規則」という。）第五十七条第二項及び第四項の規定は、この府令の施行の日以後に行われる子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、同法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、同法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育、同法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育、同項第三号に規定する特定利用地域型保育及び同項第四号に規定する特別保育（以下この項において「特定教育・保育等」という。）について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。

3　新子ども・子育て支援法施行規則第二十条の規定は、平成二十九年度以後の年度分の子ども・子育て支援法施行令第四条第一項第二号に規定する市町村民税の所得割の額の算定について適用し、平成二十八年度以前の年度分の同号に規定する市町村民税の所得割の額の算定については、なお従前の例による。